## 会計年度任用職員のあらまし

一令和7年11月5日現在一

1 任用期間

原則として採用の日から同日の属する年度の末日まで(ただし、任用期間満了時における業務の必要性や予算の状況、勤務成績・服務状況等を総合的に判断し、通算して5年を上限として再度の任用をする場合があります。)

任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。

2 報酬等

- ①報酬月額 157,400円/標準月額 (報酬額等は改定される場合があります)
- ②通勤経費 交通機関利用の場合:実費(原則として往復運賃の18日分相当)を支給

交通用具利用の場合:通勤距離に応じた額を支給

③その他期末、勤勉手当を支給

3 休 暇 ①年次休暇

任用された日から1年の間で10日。この日数は、1日を7.5時間に換算します。(10日間=75時間)

②年始・年末の休暇

1月1日~3日及び12月29日~31日

- ③その他に特別休暇(夏季3日など)があります。
- 4 社会保険等 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。
- 5 その他

会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。

地方公務員法に規定される服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限)が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。

## 6 勤務場所・勤務時間について

- ・4週間を平均して1週間当たり30時間です。
- ・原則、下記のとおりになりますが、勤務時間の割り振りは所属長が決めます。
- ・業務の都合等により変更される場合があります。
- ・施設の敷地内は全面禁煙です。

区分	主な勤務場所・勤務時間	
A F	本庁、各区区役所、 各行政センター等	8:30~17:15 のうち 7.5 時間(週4日)ま たは6時間(週5日) ※土曜・日曜勤務がある場合あり
	教育委員会事務局、 学校等	8:00~17:00 のうち 7.5 時間(週4日)または6時間(週5日)

※ 市内全域の各施設に勤務する場合があります。